

## 緊急自動車未届け車両による 緊急走行事案の発生について

市内消防署及び消防出張所に更新のため新規配置した救急車3台のうち2台が、緊急自動車として走行するために必要な「緊急自動車届出確認書」の交付を受けていない状態で、緊急走行を行った事案が発生しました。

### 1 事案発覚日時

令和6年2月16日(金)14時45分頃

### 2 内容

救急車が緊急自動車として緊急走行するためには、「緊急自動車届出書」を県の公安委員会に届け出て、「緊急自動車届出確認書」の交付を受ける必要があります。

今回の事案は、公安委員会への届出を失念したことにより、「緊急自動車届出確認書」の交付を受けていない状態の救急車が緊急走行を行ったものです。

事案発覚後、対象車両の運用を即時停止し、代替車両による運用に切り替えたことから、救急出動体制への影響はありませんでした。

### 3 対象車両及び事案の詳細

#### ・南救急1号車

配置場所:南消防署(南区浦安南町)

運用開始:令和6年2月14日(水)13時

事案発覚までの救急出動件数 16件

#### ・高松救急1号車

配置場所:西消防署高松出張所(北区高松原古才)

運用開始:令和6年2月16日(金)8時30分

事案発覚までの救急出動件数 1件

#### 【問い合わせ先】

岡山市消防局警防部 警防課 林・西田 直通086-234-1197 内線3773